伊勢広域環境組合
ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託

要求水準書

平成 27 年 7 月

伊勢広域環境組合

目　　次

第１　一般事項 1
１　業務概要 1
２　スケジュール 2

第２　施設の概要 3
１　本件施設の概要 3
２　配置図 3
３　処理施設の概要 4
４　処理対象物及び発生物の基本的事項 5
(1)　処理対象物の性状 5
(2)　処理施設からの発生物の取扱い 5
(3)　資源物の取扱い 5
(4)　処理不適物の取扱い 5
(5)　処理対象物の量 6

第３　業務範囲 7
１　業務範囲 7
２　受託者の業務内容 10
(1)　運営維持管理業務の準備業務等 10
(2)　用役の調達・管理 10
(3)　受入管理業務 10
(4)　運転管理業務 11
(5)　維持管理業務 11
(6)　その他業務 13
(7)　運営期間終了時の取扱い 15
３　組合の業務内容 16
(1)　受入管理業務 16
(2)　運転管理業務 16
(3)　維持管理業務 16
(4)　搬出処理業務 16
(5)　モニタリング業務 16
(6)　その他業務 17
４　リスク分担 17

第 4　運営管理に関する要件 18
1　基本的な要件 18
(1)　処理対象物の受入に関する要件 18
(2)　処理対象物の処理に関する要件 18
(3)　処理施設からの発生物(焼却残渣)に関する要件 19
(4)　遵守事項に関する要件 19
(5)　環境管理に関する要件 20
(6)　モニタリングに関する要件 21
(7)　緊急時の対応に関する要件 22
(8)　貸与機器の取扱い 22
(9)　受託者の本社事務所の所在 22
(10)　運営維持管理業務のための業務従事者等 22
(11)　保険への加入 24
2　施設の安定操業に関する要件 24
(1)　運転管理目標値による運転 24
(2)　施設基準値による運転 24
3　委託料の支払 25
(1)　委託料の構成と算出方法 25
(2)　委託料の支払方法 26
(3)　委託料の見直し 26

第1　一般事項

本要求水準書は、伊勢広域環境組合(以下「組合」という。)の清掃工場(以下「本件施設」という。)において実施される「ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託」(以下「本業務」という。)に適用するものである。

本要求水準書は、本業務の基本的な内容について定めるものであり、本業務の目的達成及び本件施設の性能の発揮のために必要な設備あるいは業務等については、本要求水準書並びに本業務にかかる入札説明書及び様式集(以下「入札説明書等」という。)に明記されていない事項であっても、本件施設の運営維持管理業務等を実施する事業者として選定された単体企業又は企業グループ(以下「落札者」という。)が設立する特別目的会社で組合と業務委託契約に至った事業者(以下「受託者」という。)の責任において、全て完備あるいは遂行すること。

1　業務概要

本業務は、本件施設に持ち込まれる廃棄物(以下「本件廃棄物」という。)のうち、処理不適物を除いた「処理対象物」の処理を行うため、本件施設の運転、電気、電信、上水道、燃料及び薬剤等(以下「用役」という。)の調達・管理、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修等(以下「運営維持管理業務」という。)を委託するものである。

組合は、受託者が運営維持管理業務を行う期間(以下「運営期間」という。)に亘って本件施設を所有し、受託者は、本件施設を運営維持管理するものとする。受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、別紙1の伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託に伴う特定部品の供給等に関する協定書(以下「特定部品協定書」という。)に示す本件施設の設計・施工企業(以下「施工企業」という。)からの調達が必要となる部品(以下「特定部品」という。)の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。また、特定部品の定期点検、補修についても、自ら実施することが困難な場合、施工企業の協力により調達することができるものとする。

落札者及び受託者は、平成27年度現在で本件施設の運転業務を実施している事業者(以下「既存運転事業者」という。)及び組合から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間(以下「運営準備期間」という。)にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行う。また、受託者が本件施設にかかる入札説明書等の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を組合へ請求できる期間(以下「乖離請求期間」という。)を設定する。

本業務の実施にあたっては、地元経済への貢献を十分に考慮し、伊勢市、明和町、玉城町及び度会町(以下「構成市町」という。)内企業への発注及び地域での雇用促進に努めるものとする。

2　スケジュール

業務委託期間等は以下のとおり設定する。詳細は図1-1に示すとおりである。

運営準備期間	平成28年 1月 6日から平成28年 3月31日
乖離請求期間	平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日
運 営 期 間	平成28年 4月 1日から平成38年 3月31日
業務委託期間	業務委託契約締結日から平成38年 3月31日

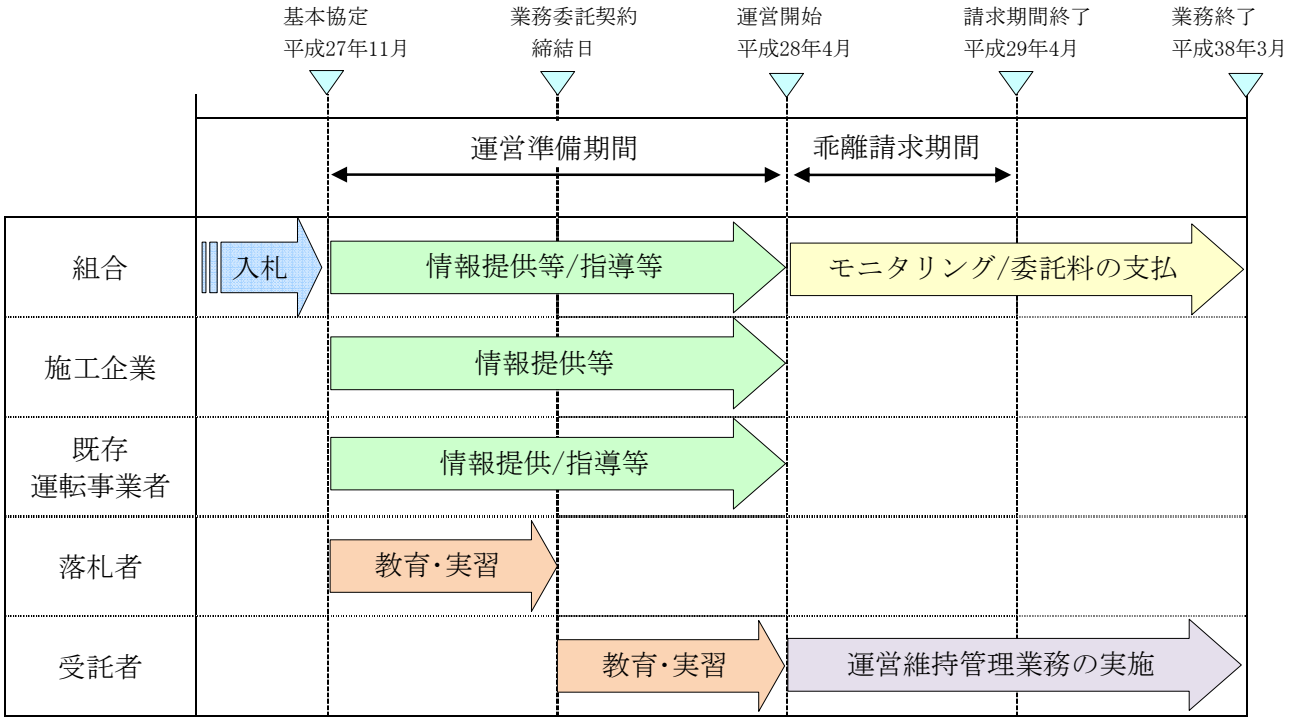

図1-1 業務期間

第2　施設の概要

1　本件施設の概要

本件施設の構成は、表2-1に示すとおりである。

表2-1 本件施設の構成

施設名称	主な目的	付帯施設等
可燃ごみ処理施設	焼却炉による可燃ごみの処理	井戸ポンプ室、工事業者等詰所
粗大ごみ処理施設	破砕機による粗大ごみ、缶・金属類の処理	蛍光管破砕機室
リサイクルプラザ	住民参加のイベント等による環境対策啓発活動	受付計量室
資源化棟	圧縮梱包機によるプラスチックごみの処理	－

2　配置図

本件施設における各施設の配置は、図2-2に示すとおりである。

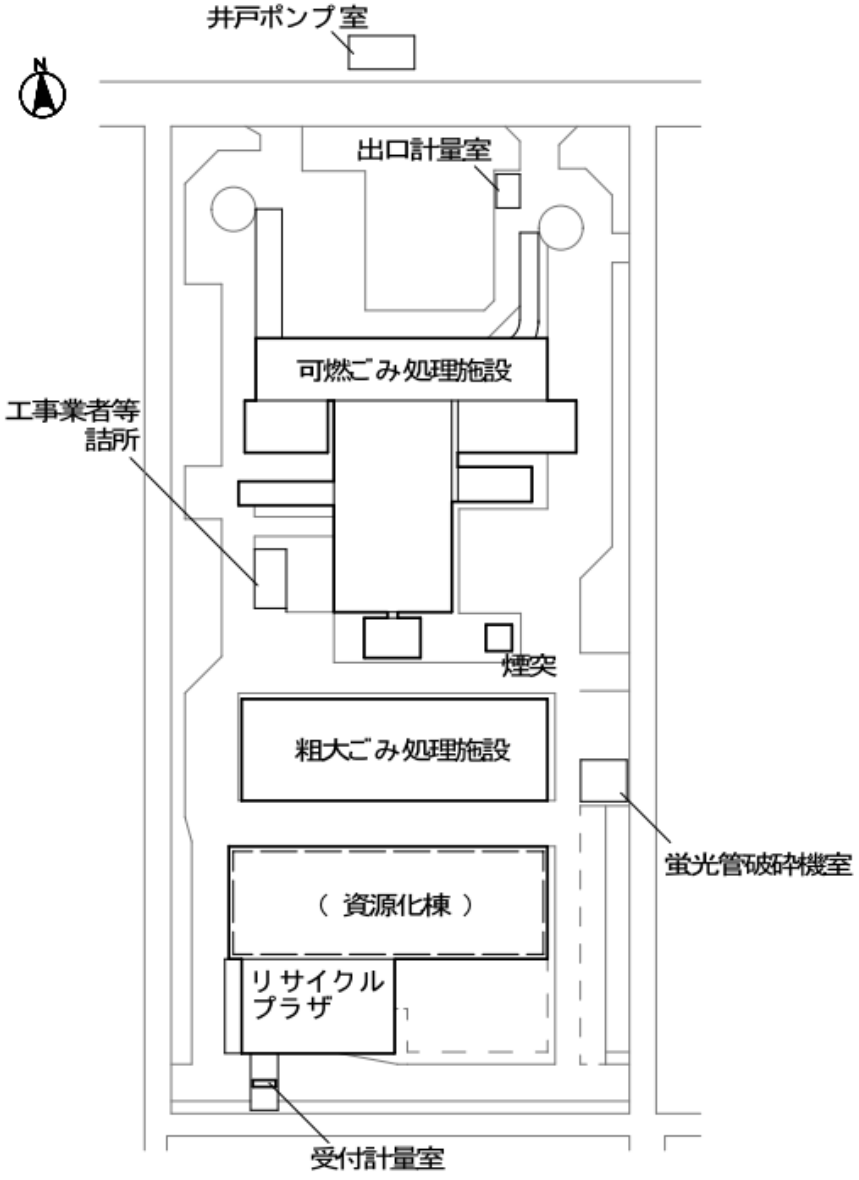

図2-2 配置図

3　処理施設の概要

本件施設の概要は、表 2-3 に示すとおりである。

表2-3 施設概要

施設名称	項目	内容
可燃ごみ処理施設	建設概要	鉄骨センチュリーボード貼造　地上 2 階地下 1 階
	延床面積	5,076 ㎡
	供用開始年月	平成 8 年 4 月
	設計・施工	株式会社　荏原製作所
	処理方式及び能力等	焼却炉形式：全連続燃焼式ストーカ炉 焼却炉規模：240t/1 日(120t/24h×2 基) 投入方式：ピット&クレーン 燃焼ガス冷却：水噴霧式 排ガス処理：バグフィルター 給　　水：上水＋井戸水 排水処理設備：完全クローズドシステム
	付帯設備等	出口計量室、井戸ポンプ室、工事業者等詰所
粗大ごみ処理施設	建設概要	鉄骨造 1 部鉄筋コンクリート造　地上 4 階地下 1 階
	延床面積	2,849 ㎡
	供用開始年月	平成 7 年 2 月
	設計・施工	川崎重工業株式会社
	処理方式及び能力等	横型回転式破砕機　(30ｔ/5ｈ×1 基) 剪断式破砕機　(15ｔ/5ｈ×1 基)
	付帯設備等	蛍光管破砕機室
リサイクルプラザ	建設概要	鉄骨造 地上 2 階
	延床面積	2,736 ㎡
	供用開始年月	平成 12 年 4 月
	設計・施工	川崎重工業株式会社
	処理方式及び能力等	その他プラスチック製容器包装梱包設備　(24ｔ/5ｈ×1 基) びん選別設備　(10ｔ/5ｈ×1 基)
	付帯設備等	受付計量室
その他		進入路、駐車場、植栽、門扉・囲障、その他建築付属設備(注)

(注)「その他建築付帯設備」とは、本件施設に付属する建築設備(照明、通信、換気、空調、給排水、建具、シャッター、消防、電気設備等)、事務室、居室、浴室、トイレ等をいう。

4　処理対象物及び発生物の基本的事項

処理対象物は、本件廃棄物のうち表2-4に示す「処理不適物」を除いたものである。また、「搬入物」及び「搬出物」の現状の処理方法等については、別紙2を参照のこと。

表 2-4　処理不適物

区分	種類	品目例
事業ごみ	産業廃棄物	プラスチック、建築廃材、パレットなど
	管外ごみ	構成市町以外で発生した廃棄物
一般ごみ	不燃資材	瓦、レンガ、土砂、コンクリート、石膏ボードなど
	特定家庭用機器	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、パソコン、液晶ディスプレイなど
	農機具	エンジン付き耕耘機、田植え機など
	ピアノ等	ピアノ、鋳物入りオルガンなど
	単車等	125cc 以上のタイヤ、単車など
	FRP 船	ボートなど
	感染性医療廃棄物	注射針など
	爆発・引火性のあるもの	ガスボンベ、ガソリン、ベンジン、シンナー、廃油、塗料、石油類など
	危険性のあるもの	農薬、劇薬などの薬品や容器
	管外ごみ	構成市町以外で発生した廃棄物
	その他	直径 10cm を超える木、消火器、中身の入ったカン類やペンキ類、耐火金庫、電動車、大型特殊品、20kg 以上の動物死体、フロン入り機器など

(1)　処理対象物の性状

本件施設で受け入れる処理対象物のごみ質分析結果及び計画ごみ質については、別紙3を参照のこと。

(2)　処理施設からの発生物の取扱い

本件施設からの発生物の取扱いについては第3章の業務範囲及び第4章の運営管理に関する要件を参照のこと。

(3)　資源物の取扱い

受託者は、受け入れたごみ等を適正処理し、資源の回収に努めなければならない。

処理過程等で発生した資源物(鉄、アルミ等)については、組合が指定する場所に保管すること。

(4)　処理不適物の取扱い

組合及び構成市町は、構成市町の住民や事業者に対して、ごみの出し方について啓発に努めるものとし、受託者は、本件施設でのごみ受入時に処理不適物を除去し、施設の安全かつ安定的な運転が行えるようよう努めなければならない。また、除去した処理不適物は本件施設内の組合が指定した場所に保管

するものとする。

なお、組合は処理不適物の内容及び品目について、本件施設の稼働状況を踏まえ、見直しができる。

(5) 処理対象物の量

本件施設の主な計画処理量については、表2-5に示すとおりである。また、ごみ搬入量実績については、別紙4を参照のこと。

表 2-5 計画処理量

単位：t

	可燃ごみ処理施設				粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
	可燃ごみ（収集）	可燃ごみ（持込）	破砕可燃物	計	粗大ごみ＋缶･金属類	その他 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ
平成 28 年度	34,305	20,700	1,376	56,381	2,885	1,129
平成 29 年度	33,877	20,700	1,359	55,936	2,849	1,115
平成 30 年度	33,546	20,700	1,346	55,592	2,821	1,104
平成 31 年度	33,218	20,700	1,333	55,251	2,794	1,093
平成 32 年度	32,984	20,700	1,323	55,007	2,774	1,085
平成 33 年度	32,573	20,700	1,307	54,580	2,739	1,072
平成 34 年度	32,255	20,700	1,294	54,249	2,712	1,061
平成 35 年度	31,940	20,700	1,281	53,921	2,686	1,051
平成 36 年度	31,714	20,700	1,272	53,686	2,667	1,044
平成 37 年度	31,319	20,700	1,256	53,275	2,634	1,031
合計	327,731	207,000	13,147	547,878	27,561	10,785

第3　業務範囲

1　業務範囲

受託者の業務範囲の概要は図3-1, 2及び表3-3に示すとおりである。

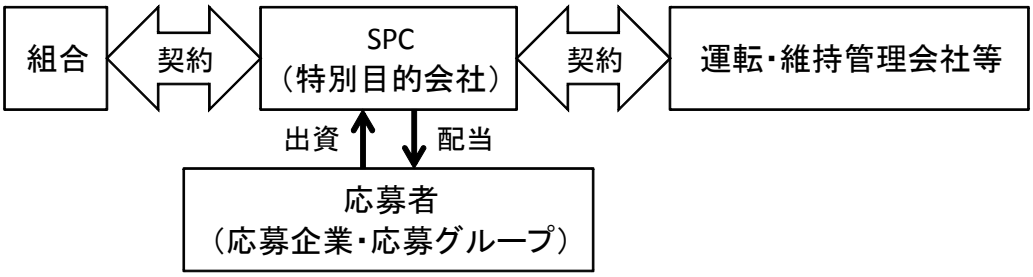

図3-1　契約体系

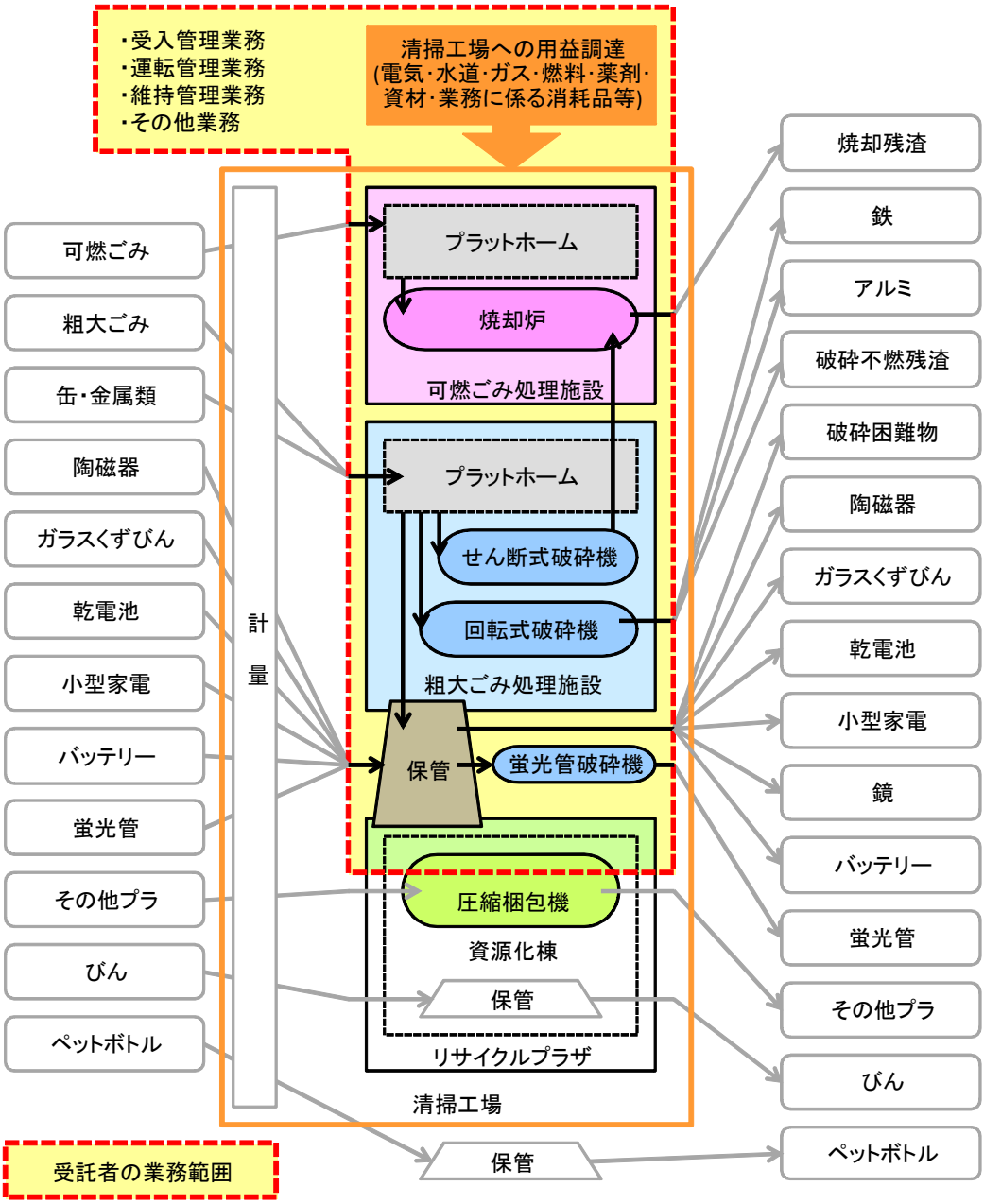

図3-2　受託者の業務範囲（※受託者の業務範囲のみ色付）

表3-3　業務分担と内容

項目		内容	可燃・粗大処理施設		リサイクルプラザ	
			組合	受託者	組合	受託者
搬入・受付管理業務	受付業務	計量棟における受付業務を行う。	○		○	
		ごみや焼却残渣等を搬入・搬出する車両を記録・確認し、管理する。	○		○	
	料金徴収	ごみの直接搬入者から、料金を徴収する。 ごみ処理手数料徴収に係る通知・書類を作成する。	○		○	
	プラットホーム業務 (受入管理業務)	搬入車両の確認・車両誘導等を行う。		○	○	
		処理不適物の混入確認を行う。		○	○	
		処理可否の判断、処理不適物の指導を行う。	△※1	○	○	
	ごみクレーン操作	ごみクレーンの操作を行う。		○	－	－
運転管理業務	運転管理計画の策定	処理計画に基づき、施設の点検・補修等を考慮した運転計画を策定する。		○	○	
		施設の運転操作等に関するマニュアルを作成する。		○	○	
		運転員への教育訓練を行う。		○	○	
	適正運転	関係法令、公害防止条件等を満たすよう施設を運転する。		○	○	
	用役利用計画の作成	運転計画に基づき、用役利用計画を策定する。		○		○
	用役の調達・管理	用役利用計画に基づき、電気・通信、上水道、燃料、薬剤等を調達・管理する。(契約含む)		○		○
	資源物の売却	資源物の売却及び売価に伴う収入を管理する。	○		○	
	焼却残渣の搬出	焼却残渣の積込み作業を行う。(灰クレーンの操作)		○	－	－
		焼却残渣の運搬・処分を行う。	○		－	－
	破砕不燃残渣の搬出	破砕不燃残渣の積込み作業を行う。		○	－	－
		破砕不燃残渣の運搬・処分を行う。	○		－	－
	環境測定	ごみ質の測定分析を行う。	○		－	－
		排ガスの測定分析を行う。	○		－	－
		排水、焼却残渣、破砕不燃残渣等の測定分析を行う。	○		－	－
		作業環境の測定分析を行う。		○	－	－

項目		内容	可燃・粗大処理施設		リサイクルプラザ	
			組合	受託者	組合	受託者
維持管理業務	維持管理に伴う計画の策定	施設の点検計画を策定する。		○		○
		機器の維持・補修計画を策定する。		○		○
	点検・検査	点検計画により施設の点検・検査(法定点検・自主点検)を行う。		○		○
	補修・修繕	維持・補修計画により機器、設備の補修・修繕を行う。		○		○
	消耗品・予備品の調達、管理	運転に必要な消耗品、予備品の調達、管理を行う。		○	○	
		組合に必要な事務備品等の調達、管理を行う。	○		○	
	施設性能の確認検査の実施	法定検査、機能検査、精密機能検査(第三者機関への委託)を実施する。		○		○
その他業務	運営維持管理業務体制の構築	有資格者を配置し、運営維持管理業務に伴う業務体制を構築する。		○	○	
	情報管理	運転管理、用役管理、維持管理、環境管理等の結果について記録するとともに、報告書等を作成し、組合に報告する。		○	○	
		各種記録のデータを管理・保管する。		○	○	
		施設に関する情報発信を行う。	○	△※2	○	
	施設見学	施設見学及び行政視察に対応する。	○	△※2	○	
		見学設備(展示物、備品等)の維持管理を行う。		○	○	
	住民説明	住民からの質問・苦情等に対し、説明等を行う。	○	△※3	○	
	建物、建築設備	建築物、その他付属する建築設備、道路、駐車場、外溝等の敷地について維持管理を行う。	△※4	○	○	
	清掃業務	施設内を常に清掃し、清潔に保つ。		○	○	
		外構、植栽、除草などの清掃、維持管理等を行う。		○		○
	安全管理	作業環境の安全管理に努める。 施設の防火管理に努める。		○	○	
	警備	場内の警備体制を整備する。		○	○	
	重機	重機の管理、点検及び燃料確保を行う。		○	○	
		重機の確保を行う。	○	△※5	○	
	地元貢献	施設の運営において、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行い、地元イベントへの参加等により地域社会との共生に努める。		○		○

※1　平常時は受託者が対応し、高度な判断や指導が必要な場合については、組合が対応する。また、受託者は組合が実施する展開検査において必要な支援を行う。

※2　受託者は必要な支援を行う。

※3　受託者は初期対応及び必要な支援を行う。

※4　日常の保守点検では補いきれない建築物の老朽化に伴う改修工事等は組合が行う。

※5　本業務開始時に貸与する重機が使用不能になった場合は、受託者で確保する。

2　受託者の業務内容

(1)　運営維持管理業務の準備業務等

落札者は、運営準備期間開始までに運営準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書(以下「学習計画書」という。)を提出し、組合に確認を受けるものとする。

また、受託者は、運営期間及び運営期間満了後3年間にわたるライフサイクルでの本件施設の運営維持管理の考え方(以下「運営維持管理の考え方」という。)、運営期間の初年度における運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画、修繕計画書、財務計画書(以下「業務実施計画書」という。)及び運営期間における業務実施計画書を提出し、組合に確認を受けること。学習計画書及び業務実施計画書に記載すべき項目は、入札説明書等に定めるところによるものとする。(別紙5参照)

なお、落札者及び受託者は本業務に関する説明資料等の作成について、組合に協力すること。

(2)　用役の調達・管理

ア　光熱水

受託者は、本業務に必要な電気、水道及び LP ガスについて、それぞれ契約を行い、調達すること。また、組合は、[2　組合の業務範囲]に示す業務を実施するため、事務所・会議室・書庫・食堂・更衣室・計量棟・リサイクルプラザ・駐車場等を使用するが、これらの施設及び設備に必要な電気、水道及び LP ガスの調達についても受託者が行うこと。

イ　通信

受託者は、本業務に電話、インターネット及びテレビ受信等が必要であれば、調達すること。

ウ　燃料、消耗品及び薬品

受託者は、本業務に必要な燃料、消耗品及び薬品について、調達し管理すること。

エ　その他

受託者は、本業務を実施するにあたり、組合が運営期間開始時に引き渡す消耗品、予備品及び別紙６に記載する貸与機器等を使用することができる。また、運営期間終了時には、組合が運営期間開始時に引渡した消耗品、予備品と同等の品目、数量を組合に引渡すこと。

(3)　受入管理業務

ア　受入日時

処理対象物の受付日は、原則として月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年始の 1 月 1 日から 3 日までは受入を行わない。ただし、組合が定めたハッピーマンデー等の臨時受入日については、受け入れるものとする。受入時間は、原則として、8:30～16:45(12:00～13:00 を除く)とする。ただし、年末年始等については、組合が定めた受入時間帯とする。

なお、組合が事前に提示した場合は、これに関わらず受け入れるものとする。

イ　本件廃棄物の確認

受託者は、本件廃棄物の処理不適物について、原則として受入前に排除するよう努めること。また、受託者は、組合が行う搬入物確認検査(以下「展開検査」という。)において、検査後のプラットホーム清掃等の必要な支援を行うこと。平成 26 年度は 2 回/月の頻度で実施し、今後の展開検査の内容及び頻度は、組合及び構成市町で決定するものとする。

ウ　処理対象物の受入

受託者は、搬入車両の確認及び車両誘導等を行い、搬入された処理対象物を適切に受け入れること。ごみピットに受け入れた可燃ごみについては、ごみクレーンにより適切に焼却炉に投入する

こと。なお、過去のごみ搬入車両の台数実績については、別紙 7 を参照のこと。

(4) 運転管理業務

ア 処理対象物の適正処理

受託者は、[第 4 1 (6) 環境管理に関する要件]の表 4-1～4-5 に示された環境関連の施設基準値を遵守しながら、処理対象物の焼却処理を適正に行うこと。

イ 搬出物の取扱い

受託者は、処理対象物の処理によって発生する焼却残渣及び破砕不燃残渣等を組合が指定する車両等に積込むこと。資源物及びその他の搬出物については、組合が指定する場所に保管することとする。なお、原則として、組合が指定した搬出業者への配車手配は、受託者が行うこと。

(5) 維持管理業務

ア プラント設備等維持管理

受託者は、本件施設の機能を維持するために必要な定期点検・整備、各種修繕・補修、更新等を行うこと。施設の定期点検、補修に関する内容は表 3-4 に示すものとし、作業手順書、チェックリスト等を整備した上で実施すること。なお、本件施設の維持管理に必要な業務(消耗品、予備品の調達・管理を含む)も実施すること。

表 3-4 定期点検、補修の内訳

作業区分			概　要	作業内容
定期点検			故障を未然に防止するため、定期的に点検を行う。	巡回点検(日常点検のチェックを実施)
補修	予防保全	定期修繕	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。)	・部分的な分解点検検査 ・給油、調整 ・部分取替及び更新 ・精度検査
		更正修繕	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う修繕をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度検査
		予防修繕	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常点検等で発見した不具合箇所の修繕
		計画修繕	運営期間内において、定期修繕とは別に将来的に設備性能の低下が予定される機器の修繕を行う。	機器の修繕、更新
	事後保全	通常事後保全(事後修繕)	運転停止リスクを伴わず、安全面でも問題のない機器について、経済的側面を考慮し、故障発生後に早急に復元する。	故障の修繕、調整
		緊急事後保全(突発修繕)	設備が故障して停止した時、又は設備性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止の為の修繕

(注)表中の業務は、プラント設備、建築設備等のいずれにも該当する。

イ 受変電設備維持管理

受託者は電気主任技術者を選任し、受変電設備に係る維持管理及び関係法令等に基づく法定点検

を実施すること。ただし、平成 28 年度については、法定点検を組合で実施するため、受託者は受変電設備の維持管理並びに停電点検の準備、立会及び復旧確認についてのみを行うこと。

ウ　建築設備等維持管理

受託者は、本件施設の建築物、その他付属する建具等の建築設備、空調設備、消防設備、本件敷地内の道路、駐車場、外溝、外灯及び地下埋設物の工作物等(以下、「本件建築物」という。)の劣化に伴う機能低下を防ぎ性能を維持するよう、本件建築物の監視・点検・整備・保守管理を行うこと。ただし、日常の点検・保守では補いきれない建築物の老朽化に伴う外壁の全面改修、屋根の防水の全面張り替え、敷地内道路の舗装工事及び別紙 8 に示す組合が常に使用する受託者建築設備等維持管理除外区域についての維持管理は業務対象外とする。この除外区域は、本件建築物についてのみ適用されるものであり、上記 ア 及び イ の維持管理業務は、区域内であっても受託者が実施すること。

エ　大規模修繕

組合は、本件施設のこれまでの運営状況等から、法令変更等に伴う改造工事を除き、設備、配線、配管等の全面的な更新及びプラント設備について、設備単位で行う全面的な更新(以下「大規模修繕工事」という。)は発生しないものと想定しており、受託者は、運営期間中に大規模修繕工事が発生しないように各種計画を策定し、維持管理を行うこと。但し、運営期間中において、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化等が認識できる場合は、大規模修繕工事を伴う改良工事等を提案することができる。組合は、かかる提案がされた場合は、受託者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議することができる。

オ　特定部品の調達

組合は、施工企業と特定部品協定書に基づく協定(以下「特定部品協定」という。)を締結しており、受託者は、特定部品の調達、その他本件施設の維持管理に必要な修繕及び定期点検等について、施工企業の協力により調達できるものとする。

なお、特定部品協定は施工企業からの調達を義務付けるものではなく、受託者が自らの責任において施工企業以外から調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負う。また、施工企業以外から特定部品を調達する場合、本件施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該調達先及び調達時期等を報告すること。

カ　施設機能検査

受託者は、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、本件施設の機能状況等について、機能検査を毎年 1 回以上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の規程に定める精密機能検査(以下、「精密機能検査」という。)を、第三者機関に委託することにより 3 年に 1 回以上行うこと。なお、組合では平成 27 年度に精密機能検査の実施を予定している。

キ　防火管理

受託者は、防火管理者及び危険物保安監督者を配置するとともに、関係法令に基づく防火管理上の必要な組織等を整備し、本件施設の防火管理を行うこと。また、組合が実施する消防設備点検において、指摘された改善事項については速やかに機能回復等の対応をすること。

ク　計量器検査

受託者は、計量法に基づく計量器の定期点検を実施すること。参考として、表 3-5 に本件施設の計量器の検査時期を示す。

表 3-5　計量器の検査時期

設備名等	期間	直近実施時期	次回実施予定
南側受付計量器(30t×2基)	2年毎	平成25年11月	平成27年度
北側出口計量器(25t×1基)		平成26年2月新設	平成28年度

ケ　清掃及び緑地管理

受託者は、本件施設(別紙 8 に示す組合が常に使用する受託者建築設備等維持管理除外区域については除く)の清掃、本件敷地内の清掃及び本件敷地内の緑地管理等の業務を生活環境及び景観に配慮して実施すること。なお、これらの業務で発生した廃棄物については、本件施設のごみピットにおいて処理できるものとする。緑地管理の仕様については、別紙9に示す現行の緑地管理基準表に準ずるものとする。

コ　重機

受託者は、表3-6に示す組合が所有する車両・重機については無償で借用できるものとするが、燃料費及び検査・点検・整備等の維持管理費については受託者が負担するものとする。なお、組合は貸与した車両・重機の更新は行わないため、車両等の更新が必要となった場合は、受託者が代替車両等を確保するものとする。

表 3-6　組合が所有する車両・重機

種類	型式	メーカー	規格･能力	取得年
フォークリフト	FD15T	三菱	最大許容荷重 1,500kg	平成 24 年
ホイルローダー	910H	キャタピラー	バケット容量 1.3 ㎥	平成 24 年
ホイルローダー	$903B_2$	キャタピラー	バケット容量 1.3 ㎥	平成 24 年
2ｔダンプ	BKG-NJR85AD	いすゞ	最大積載量 2,000kg	平成 20 年

(6)　その他業務

ア　運営維持管理体制の構築

受託者は、本業務の遂行に必要な有資格者を関係機関への届出期間及び引継ぎ期間等を考慮の上確保し、本件施設を適切に運転するための運営維持管理体制を構築すること。

イ　業務実施計画書の策定

受託者は、初年度を除き、毎年度の6月末日までに、運営維持管理の考え方及び業務実施計画書に基づき、翌年度における業務実施計画書、翌年度から運営期間終了までの期間における業務実施計画書を提出し、組合に確認を受けること。また、組合は適宜、本件施設の要求水準書に示した性能を運営期間及び運営期間満了後1年間に亘り維持するための説明を求め、必要に応じ、運営維持管理の考え方及び業務実施計画書の改訂を求めることができる。

ウ　業務活動に伴う廃棄物の処理

受託者は、焼却炉の築炉整備により生じるレンガくず等、本件施設の運営維持管理業務の業務活動において発生する廃棄物を関係法令に基づき適切に処分すること。

エ　技術的・経営的知見に基づく組合への協力・助言

受託者は、中長期的見地で本件施設を合理的に保全・整備し、運用管理していくための最適な方法を導き出すために技術的・経営的視点に立って組合に協力・助言をすること。

オ　許認可取得への協力

受託者は、組合が許認可等を取得する場合に必要な協力を行うこと。

カ　災害時の対応

受託者は、地震等の災害が発生した場合、三重県災害廃棄物処理計画に従い、本件施設の運営維持管理業務を行うこと。なお、災害廃棄物の受入に関して組合から要請のあった場合は、事前協議の上で協力するものし、本件施設で処理可能な災害廃棄物に関しては、施設の能力の範囲内でできる限り処理を行うこと。

キ　官公庁等への各種提出書類の作成

受託者は、組合が行う官公庁等への各種資料提出にあたり、資料等を作成すること。

ク　データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本件施設の運営維持管理業務に係る日報、月報、年報を作成し、履歴情報、コストデータ等の業務実施計画書の実施状況、その他組合が業務監視を行うために必要なデータの記録及び報告書(全てを含めて以下「実績報告書」という。)の作成を行うこと。実績報告書は、適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数を保管すること。また、受託者は、組合及び既存運転事業者がこれまでに作成した機器整備履歴、DCS 日報、予備品・消耗品等の管理帳票等の管理を引継ぎ、業務期間終了後、組合に返却すること。なお、これらのデータは随時、組合による閲覧が可能とすること。

ケ　見学者に関する業務

受託者は、本件施設の見学設備(展示物、備品等)の維持管理を行うこと。また、組合が対応する本件施設の見学者及び行政視察に関して、必要な支援を行うこと。参考として平成 26 年度の施設見学者数を表 3-7 に示す。

表3-7　平成26年度 施設見学者数(参考)

区分	小学校	視察その他	合計
団体数(団体)	29	3	32
見学者数(人)	1,378	92	1,460

コ　作業環境の測定

受託者は、下記に示す作業環境測定を行い、作業環境の保全に努めること。

(ｱ)　ダイオキシン類の濃度及び含有率の測定

労働安全衛生法第 65 条、同法施行令第 21 条、同法施行規則第 592 条の 2、及び廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく計測項目及び頻度。

(ｲ)　粉じん濃度の測定

労働安全衛生法第 65 条、同法施行令第 21 条、同法施行規則第 592 条の 2、及び粉じん障害防止規則第 26 条の規定に基づく計測項目及び頻度。

サ　安全衛生管理及び警備

受託者は、本件施設(組合が所管するものを除く)の安全衛生管理及び警備業務を行い、防犯に努めること。なお、可燃ごみ処理施設の組合が所管する場所、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザには機械警備設備が設置されている。

シ　地域社会への貢献

受託者は、地域社会との共生に努め、構成市町内雇用、構成市町内企業の積極的な活用を行うこと。

ス　組合が行う環境配慮活動等への協力

受託者は、運営維持管理業務に際し、三重県環境基本条例を遵守するとともに、組合が実施する環境配慮活動に対し必要な支援を行うこと。また、受託者は組合の方針に定める節電等の取組みに協力するものとする。

セ　関連事業等への協力

受託者は、本件施設及び周辺での組合又は関係団体が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力するものとする。

ソ　住民説明への協力

受託者は、住民からの質問・苦情等に対し、初期対応及び組合が実施する説明の必要な支援を行うこと。

(7)　運営期間終了時の取扱い

ア　受託者は、本件施設が、運営期間終了後も継続して1年間に亘り使用することに支障のない状態であることを確認するために、精密機能検査相当の検査を組合の立会いの下、第三者機関により実施する。

イ　第三者機関の検査は建物の主要構造部及び主要な設備機器について行うものとする。

ウ　組合は、本業務の運営期間終了後も本件施設の運営維持管理業務を継続する予定であるため、組合及び組合が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は以下の業務を行うものとする。

(ｱ)　本件施設、主要機器の運転、維持管理に必要な以下の書類等を整備し提出(業務実施計画書、機能検査結果、主要改修図面、維持管理履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表)

(ｲ)　組合及び組合が指定する第三者への引継ぎ業務(運営期間終了の前３ヶ月間)

(ｳ)　運営期間終了後の３年間の本件施設、維持管理計画の立案、組合との協議など

(ｴ)　その他新たな受託者の円滑な業務の開始に必要な支援(教育訓練を含む)

エ　確認検査実施時に本件施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、委託料の支払いを一部減額する。

オ　受託者は、運営期間終了後1年の間に、本件施設に関して受託者の運営維持管理業務等に起因する性能未達が発生した場合、組合は受託者と協議を行うものとする。この協議により、性能未達が受託者の運営維持管理業務等に起因するものであると判断された場合、受託者は、自らの責任と費用において補修等必要な対応を行うものとする。

3　組合の業務内容

組合は、以下の業務を自らの責任と負担において実施する。

(1)　受入管理業務

ア　本件廃棄物の受付

組合は、計量棟において本件施設に搬入された本件廃棄物の受付業務(記録・確認・料金収受等)を行う。なお、ごみ処理に係る手数料は、組合に帰属するものとする。

イ　展開検査

組合は、構成市町とともに展開検査を行う。

ウ　構成市町との連絡調整

組合は、構成市町が主体となって行う収集運搬等に関する連絡調整を行う。

エ　ごみの減量化、資源化の啓発・普及

組合は、構成市町の住民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努める。

(2)　運転管理業務

組合は、資源化棟に搬入される「その他プラスチック製容器包装」及び「びん」について、プラスチック圧縮梱包設備及びコンテナ昇降設備を運転し、適正に処理する。

(3)　維持管理業務

ア　受託者維持管理除外区域の維持管理及び清掃

組合は、別紙８に示す受託者維持管理除外区域内の建築設備等の維持管理及び清掃を実施する。

イ　建物、建築設備等の改修工事

組合は、日常の点検・保守では補いきれない建築物の老朽化に伴う外壁の全面改修、屋根の防水の全面張り替え、敷地内道路の舗装工事が必要な場合、これらの改修工事等を実施する。

ウ　浄化槽維持管理業務

組合は、法令で定められた浄化槽の維持管理業務を実施する。

(4)　搬出処理業務

ア　資源物及び処理困難物の搬出、処理・処分

組合は、資源物及び処理困難物を搬出し、処分する。

イ　焼却残渣の最終処分

組合は、本件施設で発生する焼却残渣を搬出し、処分する。

(5)　モニタリング業務

ア　運転管理業務に伴う環境測定

組合は、別紙 10 に示す環境計測を実施する。

イ　消防設備点検

組合は、法令で定められた消防設備の機能点検及び総合点検を実施する。

ウ　業務の実施状況の監視

組合は、受託者により実施される運営維持管理業務の実施状況について、監視を行い、本件施設の維持管理の方法について受託者と協議し、必要に応じて業務実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改訂するよう求めることができる。実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定

機器から得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書などにおいて行う。また、組合は、必要に応じて、本件施設に係る計測及び分析を行うことができる。

組合は、自ら又は第三者に委託することにより、本件施設の運転性能を確認するものとする。

(6) その他業務

ア 見学者及び行政視察への対応

組合は、本件施設の見学者及び行政視察などへの対応を行う。

イ 機械警備

組合は、可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザの一部の範囲において、夜間・休日等の機械警備を行う。なお、詳細な警備範囲については、資料閲覧にて提示することとする。

4 リスク分担

本件施設における主要なリスク分担に関しては別紙11を参照のこと。また、詳細については業務委託契約書(案)に提示する。

第4　運営管理に関する要件

1　基本的な要件

受託者は、本件施設の運営維持管理業務の遂行にあたり、国が定める規制値を遵守すると共に、別途定める本件施設の施設基準値を逸脱することのないように以下の要件を満たし、安全で安定的な運転を行うものとする。

(1)　処理対象物の受入に関する要件

ア　ごみ受入時に搬入車両の確認及び車両誘導を行い、搬入された処理対象物を適切に受け入れること。

イ　受託者は、本件廃棄物に混入している処理不適物について、以下のとおり混入の防止に努め、発生事案については組合への報告を実施すること。

(ｱ)　パッカー車については、ピット等への投入後に処理不適物混入の有無を確認し、混入されている場合には、搬入者への指導を実施すること。

(ｲ)　その他の搬入車両に関しては、車両上で処理不適物混入の有無を確認すること。処理不適物が混入されている場合には、搬入者に処理不適理由を説明し、搬入を拒否すること。

ウ　処理不適物がごみピット等に混入した場合、受託者は自らの責任と費用のもと、可能な限り処理する前に除去すること。

エ　ごみピット内の処理対象物を適正に焼却処理を行うために適切なクレーン操作を行うこと。

オ　組合が定期的に不適物混入について確認する展開検査において必要な支援を行うこと。

(2)　処理対象物の処理に関する要件

ア　焼却炉は、搬入された本件廃棄物を滞りなく処理できるよう適切に運転管理を行うこと。また、焼却炉の運転は24時間/日を原則とする。

イ　燃焼室中の燃焼ガスの温度を850度以上にて、2秒以上の滞留時間を確保すること。

ウ　燃焼室への処理対象物の投入は、投入ホッパにおいてごみによるマテリアルシールを行い、燃焼室へ定量かつ連続的に供給すること。

エ　運転を開始する場合には、分散型制御システム(以下「DCS」という。)における立上工程の昇温曲線により炉温を上昇させること。また、運転を停止する場合にも、DCSにおける立下工程の降温曲線により炉温を降下させ、ごみを燃焼し尽くすこと。

オ　冷却水及び空気予熱器により燃焼ガスを冷却し、バグフィルタの入口温度を200度以下にすること。

カ　燃焼ガスの温度は連続的に測定し、記録装置により記録すること。

キ　光化学スモッグに関する注意報又は警報が発令された際には、適切な対応を行うとともに報告資料を作成すること。

ク　本件施設におけるプラント排水は、焼却炉内で噴霧することで再利用し、場外には排出しないこと。

ケ　脱臭装置を適正に運転し、可能な限り脱臭対策に努めること。

コ　本件施設の運転状況に係る主要データに関しては、可燃ごみ処理施設北側正面入口に設けた公害監視データ表示装置に明示すること。

(3) 処理施設からの発生物(焼却残渣)に関する要件

ア　組合は本件施設から排出される焼却残渣を運搬し、処分する。受託者は、表4-2に示す施設基準値を満たすよう主灰及び飛灰処理物の適切な管理を行うこと。

イ　受託者は、焼却炉から排出される焼却残渣が飛散しないよう水等による湿潤化を行うこと。受託者自らが行う含水率の測定において、その含水率を12%以下とすること。

(4) 遵守事項に関する要件

受託者は、以下に示す事項を遵守する。

ア　関連法令等の遵守

受託者は、本業務遂行にあたり以下に示す法律、条例を含む関連法令、県及び組合の条例、関連規制等(以下「関連法令等」という。)を遵守し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害発生を防止するとともに、本件施設の延命及び事故防止を図り、運営期間終了後も引続き性能が満足されるように、適正に本件施設の運営を行うこと。なお、関連法令等の遵守は受託者の責任と費用において行うこと。

(ｱ)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)

(ｲ)　公害関係法令(大気汚染防止法、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 条)、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 条)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号))及び三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年三重県条例第 7 号)

(ｳ)　ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン

(ｴ)　ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)

(ｵ)　電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)

(ｶ)　建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)

(ｷ)　労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)、クレーン等安全規則及び構造規格(昭和 47 年労働省令第 34 号)

(ｸ)　日本工業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、電気設備工事標準図、電気設備技術基準、日本農林規格(JAS)、公衆電気通信法(昭和 28 年法律第 97 号)等

(ｹ)　道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、計量法(平成 4 年法律第 51 号)、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)

(ｺ)　水道法(昭和 32 年法律第 177 号)

(ｻ)　労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)

(ｼ)　エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)

(ｽ)　廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成 13 年基発第 401 号の 2)

(ｾ)　その他関係法令及び規格基準

イ　許認可等

受託者は、関連法令等に基づき、運営維持管理業務に必要な許認可、報告及び届出を受託者の責任において行うこと。

(5) 環境管理に関する要件

組合は、本件施設の環境性能が要求水準を満足しているか否かの判断基準として、施設基準値を設ける。受託者は、本件施設の運営維持管理業務を遂行するにあたり、下記に示す施設基準値を遵守すること。

ア　排ガスの施設基準値

本件施設の煙道における排ガスについては、表 4-1 に示す施設基準値を遵守すること。

表 4-1　排ガスの施設基準値(乾きガス O_2 濃度 12%換算値)

項　目	単　位	施設基準値	法規制値
ばいじん濃度	g/m^{3}N	0.02 以下	0.08 以下
塩化水素濃度	mg/m^{3}N	350 以下	700 以下
硫黄酸化物濃度	ppm	100 以下	－
硫黄酸化物の K 値	－	－	17.5 以下
窒素酸化物濃度	ppm	150 以下	250 以下
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/ m^{3}N	0.5 以下	1 以下
一酸化炭素濃度	ppm	50 以下	100 以下

※一酸化炭素濃度(施設基準値)は、4 時間移動平均値とする。

イ　主灰及び焼却残渣の施設基準値

本件施設から排出される主灰及び焼却残渣については、表 4-2 に示す施設基準値を遵守すること。

表 4-2　主灰及び焼却残渣の施設基準値

項　目	単　位	施設基準値	法規制値
主灰の熱灼減量	%	3 以下	10 以下
焼却残渣のダイオキシン類含有量	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下

ウ　騒音の施設基準値

本件施設敷地境界における騒音については、表 4-3 に示す施設基準値を遵守すること。

表 4-3　騒音の施設基準値

項　目	単　位	施設基準値	条例規制値
朝(6:00～8:00)	dB	55 以下	55 以下
昼間(8:00～19:00)	dB	60 以下	60 以下
夕方(19:00～22:00)	dB	55 以下	55 以下
夜(22:00～6:00)	dB	50 以下	50 以下

エ　振動の施設基準値

本件施設敷地境界における振動については、表 4-4 に示す施設基準値を遵守すること。

表 4-4　振動の施設基準値

項　目	単　位	施設基準値	条例規制値
昼間(8:00～19:00)	dB	60 以下	65 以下
夜(19:00～8:00)	dB	55 以下	60 以下

オ　臭気の施設基準値

本件施設敷地境界における臭気については、表 4-5 に示す施設基準値を遵守すること。

表 4-5　臭気の施設基準値

項　目	単　位	施設基準値	条例規制値
アンモニア	ppm	1 以下	1 以下
メチルメルカプタン	ppm	0.002 以下	0.002 以下
硫化水素	ppm	0.02 以下	0.02 以下
硫化メチル	ppm	0.01 以下	0.01 以下
二硫化メチル	ppm	0.009 以下	0.009 以下
トリメチルアミン	ppm	0.005 以下	0.005 以下
アセトアルデヒド	ppm	0.05 以下	0.05 以下
スチレン	ppm	0.4 以下	0.4 以下
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 以下	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 以下	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 以下	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009 以下	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003 以下	0.003 以下
イソブタノール	ppm	0.9 以下	0.9 以下
酢酸エチル	ppm	3 以下	3 以下
メチルイソブチルケトン	ppm	1 以下	1 以下
トルエン	ppm	10 以下	10 以下
キシレン	ppm	1 以下	1 以下
プロピオン酸	ppm	0.03 以下	0.03 以下
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 以下	0.0009 以下
イソ吉草酸	ppm	0.001 以下	0.001 以下
ノルマル酪酸	ppm	0.001 以下	0.001 以下

カ　その他

作業環境測定など記載されていないその他の項目については、関係法令等に整合し、これを遵守するものとする。

(6)　モニタリングに関する要件

受託者は、運転維持管理業務において施設基準値等を満足すると共に、清掃、教育、地域への協力等が的確に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を組合に報告する。

組合が必要と認めた場合は、受託者へセルフモニタリングの実施を指示できるものとする。また、受

託者は、別紙10に示す組合が実施する環境測定などのモニタリングに関し、運転データ等の開示に協力するものとする。

(7) 緊急時の対応に関する要件

受託者は、緊急時対応マニュアルを作成し、緊急時の対応に関する責任者を定め、連絡体制表を作成すると共に、訓練計画書を策定し、年1回以上の訓練を実施すること。

訓練内容は以下の内容とする。

ア　消火、避難訓練

イ　緊急停止訓練

ウ　その他必要なもの

(8) 貸与機器の取扱い

主な貸与機器を別紙6に示す。

運営期間中、受託者は貸与機器について善良な管理(更正が必要な機器については有効な更正期間を維持することを含む)を行うものとし、貸与機器における保守点検、修理、買い替え等に要する費用は、全て受託者の負担とする。なお、買い替えについては、受託者が提案を行い、組合と受託者において内容を協議する。

運営期間終了後、受託者は貸与機器または貸与機器同等品を組合に返却すること。

(9) 受託者の本社事務所の所在

落札者は、本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社を会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として適法に設立すること。

落札者が設立する特別目的会社は、本店住所地を構成市町内とし、組合と協議の上、必要と認められる場合、組合が定める条件により本件施設内へ登記を行うことができる。

(10) 運営維持管理業務のための業務従事者等

受託者は、表4-6、4-7に示す運営維持管理業務を適切に行うために必要な業務従事者及び有資格者を確保し、本件施設の運営維持管理業務を行うこと。なお、業務従事者の確保にあたっては、構成市町内での雇用促進に配慮したものであること。

また、運営に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、代表として総括責任者を置き、適切な運営維持管理業務を行うとともに、組合へ業務分掌を提出し、確認を受けること。なお、組織体制を変更した場合も同様とする。

業務従事者の配置にあたっては、別紙12に示した現状の配置人数を参照し、サービスレベルを低下させないように留意すること。

表4-6 業務従事者の業務内容と必要な経験等

名称	主な業務内容	必要な経験等
総括責任者	施設全般に精通し業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常駐し、組合の指示に従い、現場の総括者として運営維持管理業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。	同等施設の運転実務経験(5年以上) 管理監督者としての経験
副責任者	専門技術及び知識を有し、運転操作、保守点検を総合的に現場指導等ができ、総括責任者を補佐し、総括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。	同等施設の運転実務経験(3年以上)
主任	専門技術及び知識を有し、適正な設備機器の運転状況の判断、操作及び保守点検、技術員への指示を行う。	同等施設の運転実務経験(3年以上)
技術員	適正な設備機器の運転、操作及び保守点検、保全整備等を行う。	同等施設の運転実務経験(1年以上)
業務員	可燃ごみ処理施設プラットホームでの受入業務を行う。	受入判断等の事前教育
事務員	必要な事務処理を行う。	-

※ 各施設の技術員及び業務員のジョブローテーションについてのみ、技術員の運転実務経験を不問とするが、この場合、同時に業務に従事するもののうち経験者が半数以上になるようにすること。

表4-7 運転管理等必要資格

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設) (破砕・リサイクル処理施設)	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
電気工事士(第2種以上)	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
クレーン運転特別教育修了者	可燃ごみ処理施設におけるごみクレーン及び灰クレーンの操作並びに粗大ごみ処理施設における不適物除去装置の操作
防火管理者	施設の防火に関する管理
第2種酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症となるおそれのある場所における作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物取扱者(乙種第4類以上)	危険物取扱作業に関する監督
車両系建設機械運転技能講習修了者	ホイルローダーの運転
フォークリフト運転技能講習修了者	フォークリフトの運転
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
アーク溶接作業者	アーク溶接の取扱作業
安全衛生規則第592条の7に基づく ダイオキシン類特別教育修了者	本件施設内における運転・点検等作業に従事する作業員のダイオキシン類へのばく露を防止する

(11)　保険への加入

組合は、本件施設に係る建物及び据付機械を対象とした火災保険として、建物総合損害共済（公益社団法人「全国市有物件災害共済会」）に加入しているが、受託者は、本件施設の運営維持管理業務に伴うリスクに備えるため、運営期間中、労働災害保険及び第三者損害賠償保険に加入すること。

また、労働災害保険及び第三者損害賠償保険以外でも本業務実施の上で必要と考える保険があれば加入することとし、保険契約の内容及び保険証書の内容については、組合の確認を受けるものとする。

2　施設の安定操業に関する要件

受託者は施設の安定操業のため、排ガスの連続計測による運転管理業務において、運転管理目標値を設定することとし、以下に示す運転管理目標値又は施設基準値による運転を実施すること。また、組合は改善計画の確認、本件施設の改善作業の完了の確認等を実施する際、専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

(1)　運転管理目標値による運転

受託者は、排ガスの連続計測による1時間平均値が運転管理目標値を1項目でも上回った場合は、以下の ① から ⑦ までの手順により平常運転状態への復帰を図ることとする。但し、運転管理目標値を逸脱した原因が測定機器の誤作動等の軽微なもので、その原因・改善策が自明である場合には、この限りではない。

①　運転管理目標値を逸脱した原因と責任の究明
②　追加測定結果等を踏まえた、受託者による改善計画の提案
③　改善作業への着手
④　改善作業の完了確認
⑤　通常運転の再開
⑥　運転データの確認
⑦　運転管理目標値の逸脱状態から平常運転状態への復帰

(2)　施設基準値による運転

ア　騒音、振動及び臭気

受託者は、自ら実施した環境計測又は組合の測定結果において、表 4-3 ～ 4-5 に示す施設基準値を1項目でも上回った場合は、以下の ① から ⑦ までの手順により平常運転状態への復帰を図ることとする。

①　施設基準値を逸脱した原因と責任の究明
②　追加測定結果等を踏まえた、受託者による改善計画の提案
③　改善作業への着手
④　改善作業の完了確認
⑤　通常運転の再開
⑥　運転データの確認
⑦　施設基準値の逸脱状態から平常運転状態への復帰

イ　排ガス及び焼却残渣

受託者は、自ら実施した環境計測又は組合の測定結果において、表 4-1, 4-2 に示す施設基準値を1項目でも上回った場合は、速やかに本件施設の運転を停止した上で、以下の ① から ⑦ までの

手順により必要な措置を講じるものとする。

① 停止に至った原因と責任の究明
② 受託者による本件施設の復旧計画の提案
③ 復旧作業への着手
④ 復旧作業の完了確認
⑤ 復旧のための試運転の開始
⑥ 運転データの確認
⑦ 本件施設の運転再開

3 委託料の支払

(1) 委託料の構成と算出方法

ア 委託料

組合から受託者に支払う委託料は、固定費と変動費の合算として算出する。

イ 固定費

固定費は、委託料のうち、処理対象物の量にかかわらず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出することとし、以下の費用も含まれる。

(ｱ) 人件費
(ｲ) 点検、保全、修繕費
(ｳ) 通信費、事務用消耗品、電気基本料金など

ウ 変動費

変動費は、委託料のうち、処理対象物の量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出することとし、以下の費用も含まれる。

(ｱ) 電力量料金
(ｲ) 薬品(消石灰)

エ 原単価

原単価は、変動の対象となる処理物(以下「変動対象物」という。)の量 1t あたりの経費単価とする。

オ 変動対象物

変動対象物及びその量の算出方法は、表 4-8 に示すとおりとする。

表4-8 変動対象物

名称	処理をする施設	変動対象物量の算出方法
焼却物	可燃ごみ処理施設	可燃ごみの搬入量＋破砕可燃物の量 破砕可燃物の量 ＝ (粗大ごみ、缶・金属類、小型家電 搬入量) － (鉄、アルミ、乾電池、小型家電、破砕困難物、破砕不燃残渣 搬出量)
破砕物	粗大ごみ処理施設	粗大ごみの搬入量＋缶・金属類の搬入量
梱包物	リサイクルプラザ	その他プラスチック製容器包装の搬出量

カ　計算方法

委託料は、次式により算出するものとする。

委託料 ＝ 固定費 ＋ 変動費

変動費 ＝ 原単価 × 変動対象物量

委託料を構成する固定費及び変動費は、受託者が入札時に提出した業務計画書における金額及びその計算根拠をもとに、具体的な数値を決定する。

(2)　委託料の支払方法

組合は、委託料として以下に示す固定費と変動費を受託者に月に1回支払う。なお、委託料の見直しを実施した場合は、その金額を支払う。

ア　固定費の支払額

各月の固定費の支払額は、落札者が提出した業務提案書で、固定費として提示した当該年度の金額を 12 で除した金額とする。なお、1 円未満の端数が生じた場合には、最終月に調整するものとする。

イ　変動費の支払額

各月の変動費の支払額は、落札者が提出した業務提案書で、変動費として提示した品目の原単価と当該年の変動対象物の計画処理量を 12 で除した量の積とする。なお、変動対象物の実績と計画処理量の差は、最終月で調整するものとする。

(3)　委託料の見直し

運営期間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、別紙13で示す費目及び評価指標により、年に1回見直しを実施し、委託料へ反映させるものとする。